

監第 3735 号の 2
令和 3 年 1 月 22 日

- (一社) 新潟県建設業協会会長様
- (一社) 新潟県建設産業団体連合会会長様
- 新潟県電気工事工業組合理事長様
- (一社) 新潟県空調衛生工事業協会会長様
- (一社) 新潟県建築組合連合会会長様
- (一社) 新潟県建設専門工事業団体連合会会長様
- (一社) 新潟県電設業協会会長様
- (一社) 新潟県公園緑地建設業協会会長様
- (一社) 新潟県解体工事業協会会長様
- (一社) 新潟県測量設計業協会会長様
- (一社) 新潟県地質調査業協会理事長様
- (一社) 建設コンサルタント協会北陸支部長様
- (一社) 新潟県建築士事務所協会会長様
- 新潟県建築設計協同組合理事長様
- (一社) 新潟県農業土木技術協会理事長様
- 新潟県土地改良事業団体連合会会長様

新潟県土木部長
新潟県農林水産部長
新潟県農地部長
新潟県交通政策局長

建設工事における最低制限価格等の設定について（通知）

建設工事における最低制限価格等の設定について、競争性・公正性・透明性の確保及び工事の品質確保を前提として、国や全国都道府県の低入札対策の見直し状況及び災害対応や除雪など地域の安全・安心確保に貢献する県内建設業が果たすべき役割等を踏まえ、下記のとおり見直しを行うこととしたので通知します。

記

1 対象範囲

最低制限価格	設計額が 250 万円超 4 億円未満で 総合評価落札方式以外の入札に付するもの
低入札調査基準価格	設計額が 4 億円以上の入札に付するもの 及び 設計額が 250 万円超 4 億円未満の総合評価落札方式 の入札に付するもの



2 算定式

(1) 最低制限価格（低入札調査基準価格）（地域保全型工事を除く）

ア 入札書等比較制限価格（入札書等比較調査基準価格）

直接工事費＋共通仮設費×90/100＋現場管理費×90/100＋一般管理費等×55/100（1万円未満切り上げ）

ただし、その額が入札書等比較予定価格に92/100を乗じて得た額を超える場合にあっては、92/100を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）とし、入札書等比較予定価格に75/100を乗じて得た額に満たない場合にあっては、75/100を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）

イ 最低制限価格（低入札調査基準価格）

入札書等比較制限価格（入札書等比較調査基準価格）×110/100

(2) 地域保全型工事に係る最低制限価格

ア 入札書等比較制限価格

（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）×91/100
（1万円未満切り上げ）

イ 最低制限価格

入札書等比較制限価格×110/100

3 適用

令和3年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

4 その他

(1) 新潟県公共工事等最低制限価格制度実施要領を別添のとおり制定する。

(2) 新潟県公共工事低入札価格調査取扱要領及び低入札価格調査マニュアルを別添のとおり改正する。

(3) 新潟県公共工事における簡易型低入札価格調査試行要領及び「建設工事請負基準約款等に規定する契約の保証等に関する運用について（通知）」（平成19年6月4日付け監第913号）は令和3年3月31日限りで廃止とする。

担当：土木部監理課建設業室

電話：025-280-5386